

福島大学理工学群共生システム理工学類同窓会きびたき会会則

第1章 総則

第1条 本会は福島大学共生システム理工学類同窓会きびたき会と称し、事務局を福島大学理工学群共生システム理工学類内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展を期することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う。

- 1) 福島大学理工学群共生システム理工学類の卒業生の親睦と相互交流事業
- 2) 福島大学理工学群共生システム理工学類の発展を支援する事業
- 3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

但し、第1項の正会員及び第2項の準会員については、第19条及び第20条で定める会費の未納者を除く。

1) 正会員

- a) 福島大学理工学群共生システム理工学類の卒業生
- b) 福島大学大学院共生システム理工学研究科の修了生
- c) その他理事会の承認を得たもの

2) 準会員

- a) 福島大学理工学群共生システム理工学類の在学生
- b) 正会員に該当しない福島大学大学院共生システム理工学研究科の在学生
- c) その他理事会の承認を得たもの

3) 特別会員

- a) 福島大学理工学群共生システム理工学類教員
- b) 福島大学理工学群共生システム理工学類に特に関係のあるもので理事会において推薦されたもの

第3章 支部

第5条 一定地域内の会員をもって支部を組織することができる。

- 1) 支部は名称、代表者及び事務所所在地を事務局に通知するものとする。
- 2) 前項のほか、支部の中に同一事業場内の会員によって職域支部を組織することができる。

第6条 必要に応じて基幹支部を置くことができる。

第4章 機関

第7条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事 若干名
- 監事 3名以内

第8条 理事の選任は支部の推薦による。会長、副会長及び理事は支部および大学内の理事のうちから理事会において互選する。理事の定数は必要に応じて理事会で定める。監事の選任は理事会の推薦による。

第9条 会長は本会を代表する。会長に事故があるときは副会長が代行する。

- 1) 会長，副会長及び理事は理事会を構成して，前条で定める役員の選任及び理事会が必要と認めた事項を審議決定し，これを執行する．
- 2) 監事は会計を監査する．

第 10 条 理事会は会長が招集して，その議長になる．

- 1) 理事会はその過半数が出席して開催し，出席者の過半数により議決する．可否同数のときは議長がこれを決する．
- 2) 理事は委任状によりその議決権を行使することができる．

第 11 条 役員の任期は 2 年とし，再選を妨げない．補欠または増員により選任された役員の任期は他の役員の任期満了のときに終了する．

第 12 条 次の事項は理事会において審議決定する．

- 1) 会則の変更に関する事項
- 2) 役員の選任に関する事項
- 3) 事業並びに基金運用に関する事項
- 4) 予算並びに決算に関する事項
- 5) その他重要な事項

第 13 条 会長は年度終了後の 3 ヵ月以内に理事会を招集して，監事の監査を経た決算書類につきその承認を得るものとする．

第 14 条 会長は理事のうちから事務局長及び事務局長代行各 1 名を委嘱することができる．

第 15 条 理事会の推薦により，本会に顧問及び相談役を置くことができる．

第 16 条 卒業年次ごとに各年次の代表する幹事 1 名以上を置く．幹事は各年次の会員の連絡にあたる．

第 5 章 会計及び基金

第 17 条 本会の経費は入会金，会費，寄付金及びその他の収入をもってあてる．

第 18 条 本会の事業年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる．

第 19 条 新たに入会するものは，入会金として金 10,000 円を納入するものとする．

第 20 条 正会員は，終身会費として金 20,000 円を納入するものとする．準会員は入学の際 金 30,000 円を納入し，金 10,000 円は入会金に，残りの金 20,000 円は終身会費に充当するものとする．

第 21 条 終身会費は基金として積み立てる．

附則

本会則は平成 20 年 11 月 12 日より施行する．